

# 相続& 事業承継 プロフェッショナル 名鑑 [2020年版]

日本経済新聞出版社

日経MOOK

『よくわかる相続』編集部 編

Professional Services

Certified Public Tax Accountants,  
Certified Public Accountants,  
Lawyers, etc

100社を  
一挙掲載!

## 相談先がみつかる 総合カタログ

税理士・会計士／弁護士／M&A／PEファンド  
建設・不動産関連／金融機関／その他

### 民法改正の ポイント

預貯金の仮払い制度  
介護貢献に特別寄与料  
配偶者居住権

Special Interview

西川 八一行<sup>やす ゆき</sup>氏 西川株式会社  
代表取締役社長

創業453年の老舗企業  
「ふとんの西川」の事業承継



浅木克真税理士事務所

**業種**  
税理士

**主な対象地域**  
神奈川、東京、千葉、埼玉

**有資格者数**

税理士 2 (5)	公認会計士 0 (0)	弁護士 0 (3)
司法書士 0 (1)	行政書士 0 (2)	その他資格 4 (0)

職員数 25  
※( )は提携法人・個人数

**得意とする分野・業界**

- 相続税申告
- 相続生前対策、遺言作成支援
- 事業承継、M&A
- MAS監査・経営計画策定

**主な顧客層**

- オーナー経営者
- 地主
- 不動産オーナー
- 医者
- 専門家、フリーランス



明るい雰囲気の事務所です

**納得できる意思決定を後押し**

以前は、事業承継というと親族内の承継がほとんどでしたが、最近では、親族に継がせるべきか迷われるケースも増えています。事業承継には、①親族内承継、②従業員承継、③第三者承継(M & A)の3つのパターンがありますので、先入観を持たず、全ての選



私たちにご相談下さい

**継続的な成長発展が見込めるその事業承継**

事業承継において、何よりも大

**経営者は60歳までには事業承継を始めよう**

事業承継とは、会社を継続させるために先代の経営者から次の経営者にバトンを繋ぐという全ての経営者にとって避けては通れない最後の大事な仕事です。経営者の平均年齢が60歳を超えたというニュースもありますが、今の60代の経営者は元氣な方がほとんどですので、事業承継を先送りしている傾向が

見られます。しかし、元気で判断力もある時であればこそ、様々な選択肢を選ぶことが可能です。事業承継に関する税制も60歳を過ぎるとほとんどが活用できます。当事務所では、定期的な個別相談会を開催していますので、一度、腰を据えて事業承継について考えてみてはいかがでしょうか？

択肢について一度検討してみることが重要です。また、最も税金が安い方法が最も良い方法とは限りません。ですから、私たちがお手伝いをする際には、初めに、これまでの経営者人生において大事にされてきた価値観や、これからの経営方針について、お聞きすることをお勧めしています。その上で

3つのパターンごとに、取りうる手法と、自社の評価額や税額、手取り額などの具体的な数字を提示し、メリット及びデメリットをご説明することで、経営者自身が納得できる意思決定を後押しします。

もう一つ、経営者と後継者の間に立つて、意思を繋げることも第三者である私たちの役割です。特に、親子間の承継の場合は、「お互いに言わなくても分かっているだろう」と、きちんとした対話をしていないがゆえにうまくいかないケースもあります。経営者と後継者を繋ぐ架け橋となり、世代を超えて地域の会社を支え、未来にお付き合いをしていくことが私たちの願いです。

事なのは、会社が将来にわたって繁栄し続けることです。環境変化が著しい昨今において、現状維持を希望することは衰退の第一歩と言えます。5年後10年後における夢と希望のある姿を描くことができなければ、事業を引き継ぐ後継者にとって、不幸の始まりになりかねません。時間をかけてでも将来のあるべき姿を考え抜き、そこから逆算で経営することが、現経営者以上に求められます。

当事務所では、将来の事業計画を共に考える「將軍の日」や、作成した計画の実現サポートである「MAS監査」といった経営支援サービスにも力を入れています。後継者が一人で計画を練り、実行し、成果を出すことは想像以上に大変です。外部サポーターとして、その全てに関わり、一緒になつて会社を成長させるお手伝いをします。

さらに、成長戦略の一環としてM & Aにより他社を買収するケースや、逆に大企業の傘下になることで経営の安定を希望するケースもあります。株式会社日本M & Aセンターと提携し、これらのニーズに対しても幅広くお応えしています。

浅木克眞税理士事務所

# 横浜みなとみらいグループ 浅木克眞税理士事務所

## 『三幸の精神』お客様・職員・事務所の三者の幸福を目指します



浅木 克眞  
代表税理士  
税理士

法人税、資産税及び相続コンサルティングを中心に業務を展開。また、司法書士・弁護士・銀行・ハウスメーカー・保険会社等とのタイアップによるセミナーなどで講演を多数行い、身近な相続・贈与の相談窓口として活動中。

**地元横浜で66年の確かな実績**

浅木克眞税理士事務所は、1954年に先代が開業して以来66年、地元横浜の地でお客様と共に歩んできました。

その間、1000件を超える相続のお手伝いをしてきましたが、どのご家族も「争族」にならなかつたことが私たちにあって最大の喜びです。お客様の幸せに貢献できこそ、事務所としてより多くの仕事の機会をいただけますし、それによって働く従業員の活躍の場が広がります。このように、私たちは、お客様と事務所と従業員三者の幸せを同時に追求する「三幸の精神」を経営理念に掲げ、日々、自己研鑽に努めています。

もちろん、相続税の計算については、相続税専門スタッフを配置するとともに、国税OBを顧問に迎え、万全の体制を整えています。初回のご相談は無料にて承っておりますので、まずはお気軽にご相談ください。

**「家族の絆」が一番の相続財産**

相続にあたって、最も大切に考えているのは、「家族の絆」をこれまで以上に強くすることです。残された財産を巡って、家族が争う場面を望む方はいません。当事務所は、事務的に税額を計算するだけでなく、家族のように相談できるパートナーでありたいと考えて、一人ひとりのお客様と向き合っています。結果として、相続を機会に家族の絆がより強いものとなります。

また、「争族」を防止するためには、事前の備えも重要です。まずは、相続財産をリストアップし、相続税額を試算してみましよう。そのうえで、ご希望の分割をした時に、納税資金が不足しないか、遺留分を侵害していないかなど専門家のアドバイスを受けながら様々な視点から見直すことです。一度、相続が発生したと仮定して具体的なシミュレーションをしておくことは、現在何が不足しているのが明確になるだけでなく、

**煩雑な手続きもお任せ下さい**

いざ、相続が発生してしまったときには、相続税の申告のために様々な書類が必要になります。市役所に戸籍謄本を取得しに行く、

銀行から数年分の通帳の写しをもらう、不動産があれば登記簿謄本を取得するなど、仕事をお持ちの相続人にとってご負担になることでもあります。

当事務所では、これらの資料収集の代行はもちろんのこと、相続時の諸手続きについてもサポートしています。

また、弁護士・司法書士・不動産鑑定士などの外部の専門家とも連携し、お客様の困り事全ての窓口となって、ワンストップで対応します。



連携によるワンストップサービス